

特定非営利活動法人乳がん予防医学推進協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人乳がん予防医学推進協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に一般女性、そしてその家族や知人等に対して、啓発のための講習、一日検診会、補助事業、そして教育に関する事業を行い、国内外の乳がん検診の受診率向上やブレスト・アウェアネス全般の普及に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 乳がん予防と早期発見のセミナーや展示、ラジオ発信等の啓発活動
- (2) 乳がんに関する調査及び研究
- (3) 患者および家族の支援
- (4) 乳がんに関する教育指導や育成活動
- (5) 受診契機となるべくした、検診会やイベントの開催
- (6) 医療機関・専門家、その他一般企業や団体、自治体との乳がん検診推進を兼ねた連携事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援し、活動に参加してみたいと思う個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、2人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に基づき、毎事業年度終了後の貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	丸山裕美、野澤亜樹
副理事長	黒田美樹
理事	高橋真弓
同	中村美希
同	池田奈菜
同	小倉睦子
同	青木信子
同	杉本明日美
同	増田洋子
同	上田奈緒美
監事	宮野康緒
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 なし
 - (2) 年会費

正会員	個人	10,000 円	団体	100,000 円
賛助会員	個人	3,000 円	団体	10,000 円

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トク化エイリカド・ウチジン ニュウガンヨホウウイカクシンキョウカイ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 乳がん予防医学推進協会

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	マルヤマ ヒロミ 丸山 裕美		無	理事長
理事	ノザワ アキ 野澤 亜樹		無	理事長
理事	クロダ ミキ 黒田 美樹		無	副理事長
理事	タカハシ マユミ 高橋 真弓		無	
理事	ナカムラ ミキ 中村 美希		無	
理事	イケダ ナナ 池田 奈菜		無	
理事	オグハラ アツコ 小倉 睦子		無	
理事	アオキ ノブコ 青木 信子		無	
理事	スギモト アスミ 杉本 明日美		無	
理事	マサダ ヨウコ 増田 洋子		無	
理事	ウエダ ナミ 上田 奈緒美		無	
監事	ミヤノ ヤスオ 宮野 康緒		無	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇ 親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

設立の動機・背景

近年、乳がんの罹患率は上昇し続け、女性のがんの中で最も多くなっています。特に40歳代と60歳代に発症のピークがあり、社会的にも育児や仕事で多忙を極める時期と重なっています。その結果、多くの女性が健康管理を後回しにし、「症状が出たら受診すればいい」と考えてしまう傾向があります。

しかし、乳がんの早期発見がもたらす予後の改善は、他のがんと比較しても顕著です。乳がんは自分で触れて確認できる特徴があるため、意識を高めることが発見率を向上させます。それにも関わらず、多くの方が「忙しさ」「情報不足」「検診へのアクセスの問題」により適切な検診を受けられずにいます。

私たちは、この問題に取り組むべく、乳がんの予防啓発を推進し、より多くの女性が検診を受ける機会を作り出すことを使命と考えています。

望ましい社会の姿

私たちは、乳がんの早期発見が当たり前の社会を目指します。

1. すべての女性が乳がんについて正しい知識を持つ
2. 忙しい人でも検診を受けられる環境が整う
3. 社会全体で乳がん予防の重要性が共有される

このような社会を実現するために、積極的な啓発活動と医療機関・自治体との連携を進めていきます。

解決策・具体的な活動

望ましい社会を目指して、以下の活動を実施します。

- 検診の普及促進（自治体・医療機関と連携し、受診環境の改善など）
- 乳がんに関する啓発イベント（講演会・ワークショップ・親子イベントの開催）
- 乳がん検診促進キャンペーン（SNS・メディア・コミュニティで情報発信）
- 患者・家族のサポート（ピアサポート、相談窓口の設置など）
- 研究機関・医療関係者との協力（最新の知見を活用した情報提供）
-

これまでの活動・実績

私たちはすでに、啓発イベントや乳がん検診の推進活動を行ってきました。

- 乳がん検診の重要性を広める「乳がん検診へ行こう絵画コンクール」の開催
- 検診受診者の意識調査・アンケートの実施
- 医療関係者と連携し、検診受診率向上に向けた提言・支援活動
- 乳がん患者への助成金、アピアランスサポート等の支援事業
- 受診環境改善に向けた検診会の開催（神奈川県との協働事業）
- 知識啓発のための講演会、社員セミナーなど
- あらゆる世代への情報発信のためのラジオ活動

これらの活動をさらに拡大し、より多くの女性に乳がん予防の意識を持ってもらえる社会を築いていきます。

特定非営利活動法人としての設立理由

乳がん予防と早期発見を推進する活動は、特定の個人や団体の利益ではなく、多くの女性の命を救う公益性の高い取り組みです。そのため、一般社団法人でしばらくは活動しておりましたが、より明確な公益活動であることを示すためにも、特定非営利活動法人（NPO法人）としてより社会的責任を持ち、公的な支援や協力を得ながら活動を発展させていく必要があると感じました。

私たちは、すべての女性が安心して乳がん予防に取り組める社会を築くために、NPO法人としてさらに非営利活動を本格化させ、より多くの人々の支援を受けながら前進していきたいと思っています。

2025 年 6 月 23 日

法人の名称 特定非営利活動法人乳がん予防医学推進協会

設立代表者 丸山裕美

令和7年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人乳がん予防医学推進協会

1 事業活動方針

前年度で神奈川県との協働事業がいったん終了。今年度はデータの集計や学会発表、会員に向けたコンテンツの拡充について整備を図る。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 乳がん予防と早期発見のセミナーや展示、ラジオ発信等の啓発活動

ア ラジオ事業

- ・内 容 女性のためのラジオ啓発
- ・日 時 毎週火曜
- ・場 所 マリンFM みなとみらいスタジオもしくは本牧スタジオ
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 聴講者の者 多数
- ・支出見込額 130,000 円

② 乳がんに関する調査及び研究

- ・内 容 乳がん経験者へのアンケート回収（かかった費用、治療期間等）
協会主催の検診イベントに参加し、要精査となった方への事後調査や
その後のアドバイス
- ・日 時 随時
- ・場 所 メール・電話
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 イベント参加した要精査者の方 20人程
- ・支出見込額 10,000 円

③ 患者および家族の支援

ア MOTHERS' 基金

- ・内 容 乳がんの闘病中に通院費や子どものシッター代など、保険金や公的
助成では賅いきれない部分に充てていただく見舞金のような助成金。
1～2万円を支給
- ・日 時 2月末
- ・場 所 WEB上で応募、事務所にて選定
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 申請の段階で乳がん治療中である男女を対象 10～20人程
- ・支出見込額 320,000 円

イ アピアランスケアネイル送付支援

- ・内 容 病院へネイルを無償発送
- ・日 時 各月末
- ・場 所 WEB上で応募、事務所にて選定し発送
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 乳がん治療に薬物療法を行っている患者様 毎年 100人程
- ・支出見込額 50,000 円

④ 乳がんに関する教育指導や育成活動

ア 乳がん検診へ行こう絵画コンクール

- ・内 容 次年度実施予定に向けて準備を進める
- ・日 時 3 月
- ・場 所 法人事務所
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 応募してくれた子どもとその関係者
- ・支出見込額 100,000 円

⑤ 受診契機となるべくした、検診会やイベントの開催

ア ピンクリボン月間に行うマンモグラフィ検診会

- ・内 容 ブレストケアコンシェルジュによる自己触診モデル指導
- ・日 時 随時
- ・場 所 ららぽーと平塚、鶴見はまかぜクリニックなど
- ・従事者人員 3 人程
- ・受益対象者 乳がん検診受診者の者 約 100 人程
- ・支出見込額 300,000 円

⑥ 医療機関・専門家、その他一般企業や団体、自治体との乳がん検診推進を兼ねた連携事業

ア マンモグラフィ写真の読影補助

- ・内 容 乳腺外科医が不足、二読影で難儀する医療機関のお手伝い
- ・日 時 随時
- ・場 所 医療機関
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 病院関係者、受診者 500 名程
- ・支出見込額 200,000 円

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人乳がん予防医学推進協会

1 事業活動方針

前年度の流れから、引き続き管理基盤の強化と、助成金に申請して新規啓発事業を立ち上げる。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 乳がん予防と早期発見のセミナーや展示、ラジオ発信等の啓発活動

ア セミナー事業

- ・内 容 社員の健康意識を高めるための社内セミナー
- ・日 時 7 月
- ・場 所 KDDI 首都圏総支社 南関東管理部
- ・従事者人員 1～2 人
- ・受益対象者 受講者の者 約 100 人
- ・支出見込額 25,000 円

イ ラジオ事業

- ・内 容 女性のためのラジオ啓発
- ・日 時 毎週火曜 10:36～10:50 ごきげんラジオ内番組「レディゴー」
- ・場 所 マリン FM みなとみらいスタジオもしくは本牧スタジオ
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 聴講者の者 多数
- ・支出見込額 130,000 円

② 乳がんに関する調査及び研究

- ・内 容 乳がん経験者へのアンケート回収（かかった費用、治療期間等）
協会主催の検診イベントに参加し、要精査となった方への事後調査や
その後のアドバイス
- ・日 時 随時
- ・場 所 メール・電話
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 イベント参加した要精査者の方 20 人程
- ・支出見込額 10,000 円

③ 患者および家族の支援

ア MOTHERS' 基金

- ・内 容 乳がんの闘病中に通院費や子どものシッター代など、保険金や公的
助成では賅いきれない部分に充てていただく見舞金のような助成金。
1～2 万円を支給
- ・日 時 2 月末
- ・場 所 WEB 上で応募、事務所にて選定
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 申請の段階で乳がん治療中である男女を対象 10～20 人程
- ・支出見込額 320,000 円

イ アピアランスケアネイル送付支援

- ・内 容 病院へネイルを無償発送
- ・日 時 各月末
- ・場 所 WEB 上で応募、事務所にて選定し発送
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 乳がん治療に薬物療法を行っている患者様 毎年 100 人程
- ・支出見込額 50,000 円

④ 乳がんに関する教育指導や育成活動

ア 乳がん検診へ行こう絵画コンクール

- ・内 容 4 歳～高校生の子どもが描いた絵画を展示
- ・日 時 募集 7 月 1 日～ 授賞式・展示会 12 月末
- ・場 所 横浜市役所展示 A, アトリウム
- ・従事者人員 20～30 人
- ・受益対象者 応募してくれた子どもとその関係者 300 人程
- ・支出見込額 540,000 円

イ ブレストケアコンシェルジュ認定資格試験

- ・内 容 乳がんの知識を深め、実践力をつける講義
- ・日 時 6 月（更新試験は 5 月）
- ・場 所 WEB 上で応募、会場は神奈川県立地球市民かながわプラザ
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 講義を受ける者 10 人程/回
- ・支出見込額 100,000 円

ウ 乳がんセミナー

- ・内 容 乳がんにつわる Q&A などの無料セミナー
- ・日 時 月 1 回
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 聴講者の者 100 人程
- ・支出見込額 100,000 円

⑤ 受診契機となるべくした、検診会やイベントの開催

ア ピンクリボン月間に行うマンモグラフィ検診会

- ・内 容 ブレストケアコンシェルジュによる自己触診モデル指導
- ・日 時 随時
- ・場 所 ららぽーと平塚、鶴見はまかぜクリニックなど
- ・従事者人員 3 人程
- ・受益対象者 乳がん検診受診者の者 約 100 人
- ・支出見込額 300,000 円

⑥ 医療機関・専門家、その他一般企業や団体、自治体との乳がん検診推進を兼ねた連携事業

ア 啓発資料の製作

- ・内 容 企業との乳がん啓発動画の作成企画
- ・日 時 10 月
- ・場 所 企業本社・取引先事務所
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 聴講者、企業関係者 約 100 人程
- ・支出見込額 50,000 円

イ マンモグラフィ写真の読影補助

- ・内 容 乳腺外科医が不足、二読影で難儀する医療機関のお手伝い
- ・日 時 随時
- ・場 所 医療機関
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 病院関係者、受診者 500 名程
- ・支出見込額 200,000 円

活動予算書

成立の日～2026年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 乳がん予防医学推進協会

(単位：円)

科目	金額		
i 経常収益			
1.受取会費			
正会員（個人）	50,000		
正会員（法人）	500,000		
賛助会員（個人）	9,000		
賛助会員（法人）	30,000	589,000	
2.受取寄付金			
MOTHER'S助成金事業寄付金	800,000	800,000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4.事業収益			
①啓発活動事業	10,000		
⑥連携企画事業	600,000	610,000	
5.募金収益	10,000	10,000	
経常収益計			2,009,000
ii 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	100,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
外注費	600,000		
システム費	0		
地代家賃	0		
賃貸料	150,000		
接待費	0		
旅費交通費	100,000		
委託費	0		
通信費	10,000		
消耗品費	20,000		
広告宣伝費	50,000		
書籍代	0		
会議費	5,000		
手数料	0		
車両費	20,000		
運送費	10,000		
研修費	0		
印刷製本費	20,000		
福利厚生費	20,000		
雑費	5,000		
租税公課	0		
年会費	0		
謝礼金	0		
支払寄付金	0		
支払保険料	0		
その他軽費計	1,010,000		
事業費計	1,110,000	1,110,000	

2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	120,000		
法定福利費	73,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	120,000		
人件費計	313,000		
(1) その他経費			
システム費	85,000		
地代家賃	150,000		
接待費	30,000		
旅費交通費	20,000		
物品等評価費用	0		
委託費	0		
通信費	10,000		
消耗品費	20,000		
広報費	0		
書籍代	20,000		
会議費	15,000		
手数料	15,000		
車両費	20,000		
運送費	10,000		
研修費	20,000		
印刷製本費	20,000		
雑費	5,000		
租税公課	30,000		
謝礼金	0		
支払寄付金	100,000		
支払保険料	0		
その他軽費計	570,000		
管理費計	883,000	883,000	
経常費用計			1,993,000
当期正味財産増減額			16,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			16,000

活動予算書

2026年4月1日～2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 乳がん予防医学推進協会

(単位：円)

科目	金額		
i 経常収益			
1.受取会費			
正会員（個人）	60,000		
正会員（法人）	500,000		
賛助会員（個人）	9,000		
賛助会員（法人）	50,000	619,000	
2.受取寄付金			
絵画コンクール事業寄付金	400,000		
MOTHER'S助成金事業寄付金	800,000	1,200,000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	30,000	30,000	
4.事業収益			
①啓発活動事業	100,000		
④教育指導や育成活動	150,000		
⑤検診会やイベント事業	100,000		
⑥連携企画事業	700,000	1,050,000	
5.募金収益	10,000	10,000	
6.物品等受入評価益	150,000	150,000	
経常収益計			3,059,000
ii 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	500,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	500,000		
(2) その他経費			
外注費	600,000		
システム費	0		
地代家賃	0		
賃貸料	150,000		
接待費	0		
旅費交通費	120,000		
物品等評価費用	150,000		
委託費	0		
通信費	10,000		
消耗品費	20,000		
広告宣伝費	120,000		
書籍代	0		
会議費	5,000		
手数料	0		
車両費	20,000		
運送費	10,000		
研修費	0		
印刷製本費	20,000		
福利厚生費	20,000		
雑費	10,000		
租税公課	0		
年会費	0		
謝礼金	70,000		
支払寄付金	0		
支払保険料	0		
その他経費計	1,325,000		
事業費計	1,825,000	1,825,000	

2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	240,000		
法定福利費	146,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	120,000		
人件費計	506,000		
(1) その他経費			
システム費	85,000		
地代家賃	150,000		
接待費	30,000		
旅費交通費	50,000		
物品等評価費用	0		
委託費	0		
通信費	30,000		
消耗品費	40,000		
広報費	0		
書籍代	10,000		
会議費	15,000		
手数料	15,000		
車両費	50,000		
運送費	10,000		
研修費	100,000		
印刷製本費	20,000		
雑費	5,000		
租税公課	100,000		
謝礼金	0		
支払寄付金	10,000		
支払保険料	0		
その他軽費計	720,000		
管理費計	1,226,000	1,226,000	
経常費用計			3,051,000
当期正味財産増減額			8,000
前期繰越正味財産額			16,000
次期繰越正味財産額			24,000